

市町村の国保

高齡・無職・

低所得の三重苦

08年度から75歳以上の約1300万人は、高齡者医療制度に引越し、無職・世帯の比率は変わるものの、地域保険を年金生活者中心に組み立て直す時代を迎えた。

9県は軽減世帯がほぼ半数

その年金生活者には低額の老齡基礎年金(国民年金)の受給者、無年金者が少なくない。また、被用者でも、零細事業所の従業員、派遣・パート・有期契約などの勤め人でありながら勤め人扱いされない低所得者が目立つ。

一世帯あたりの平均所得は166.9万円、前年比2000円増だが、中期的には通減傾向にある。一世帯当たり平均保険料・税(調定額)も前年度より微増して年間14.6万円、負担率(所得比)は8.72%だった。

国保では、給付費の半額が租税で補助される(国費34%、市町村間の財政差などを考慮した国の調整交付金9%、都道府県の調整交付金7%)。それでも、負担率は協会けんぽ(旧政管健保)

07年度の「国民健康保険実態調査報告」がまとめられた全市町村対象の保険者調査と約16万世帯に対する世帯調査)。その統計数値が、「国民皆保険」体制の危機状況を教えてくれる。

実態は「年金健保」に変身

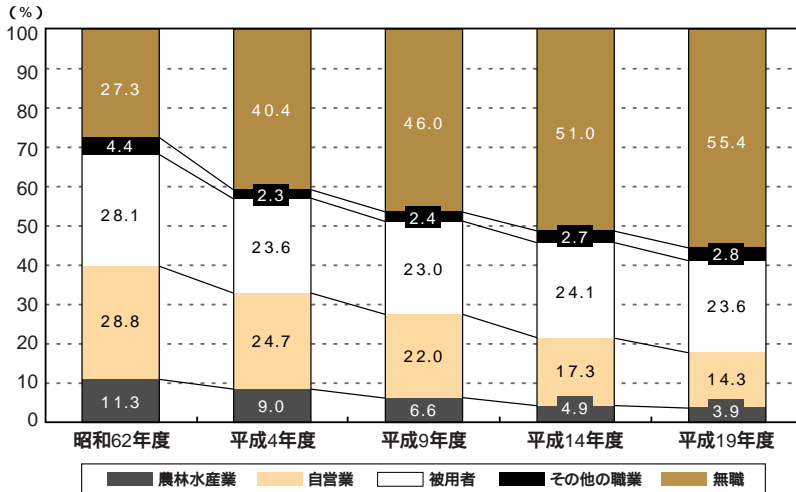
国保の加入者は5109.7万人(うち同業者で組織する国保組合386.7万人、07年9月末)。国民の4割をカバーしている。

市町村国保は65歳以上が加入者総数

の45.0%に達した。国保組合は同14.6%。高齡者の急増は、世帯主の職業に反映され、「無職」世帯が総数の55.4%に上り、そのほぼ9割近い88.7%は60歳以上で主に年金生活者となった。

「国民皆保険」施行1年後の1962(昭和37)年度と比べ、国保はまるで別制度に変わった観がある。当時の職業構成は、商業やサービス業等の「自営業」28.8%(現在14.3%)、「農林水産業」11.3%(同3.9%)、「零細事業所等」の「被用者」28.1%(同23.6%)、「無職」27.3%(同55.4%)¹⁾ 図表参照

図表 世帯主の職業別世帯数構成割合の年次推移



世帯主は国保の被保険者ではないが、世帯員に被保険者がいる「擬制世帯」を除く

の保険料率8・2%（労使折半）と比べ、
 実質的に2倍強といえる。
 「所得なし」世帯は全世界帯の27・4%を
 占めた。とりわけ高齢者のみの世帯では
 「所得なし」世帯は41・1%に上る。これ

ら低所得者の増加により保険料・税の軽
 減世帯は、詳細な世帯調査では全世界帯の
 40・35%（減免も4・18%）に達している。
 一方、市町村対象の保険者調査によ
 ると、軽減世帯は課税対象の約256

5・6万世帯のうち約93
 8・6万世帯、36・6%にとど
 まる。所帯調査との差は実態
 把握の詳細度や調査時点の違
 いとみられるが、それでも総
 数5000人未満の小規模な
 国保では50・4%と軽減世帯
 は半数を超えた。

保険者調査を都道府県別に
 みると、軽減世帯割合が5割
 超は鹿児島、徳島、高知、秋
 田、熊本の5県。北海道、島
 根、愛媛、沖縄は辛うじて
 49%台に残る。2割台にとど
 まるのは栃木、埼玉、千葉、
 東京、神奈川、静岡、愛知の
 7県にすぎない。

リスク分散は至難の業

自営業者の所得把握が難し

く、国保では複雑な保険料を課してい
 る。基本は所得割、固定資産税額に
 応じた「資産割」、家族数に応じた「均等
 割」、世帯ごとの「平等割」の4方式。市
 町村1815のうち約8割にあたる1
 442保険者は、この4方式を採用し、
 大都市になるほど地価が高く資産割を
 外した3方式（328保険者）、所得割
 も外す2方式（45保険者）が多くなる。
 しかし、自営業者は少数派になり、保
 険料の賦課方式を再考する時期を迎え
 たのではないか。

「平成の大合併」で市町村数は劇的に
 減少したものの、保険料軽減世帯は小規
 模な保険者になるほど多く、5000〜
 1万人未満でも45%に達した。
 都道府県単位の財政運営へ切り換え
 る時代になったのではないか。
 国保の「今日」を示す統計は、制度変
 革期の到来を告げているように思えて
 ならない。

宮武 剛（みやたけ 剛）
 早稲田大学政経学部卒、毎日新聞社・論説副委員長、埼玉
 県立大学教授を経て、現在、目黒大学教授。
 近著に、「介護保険の再出発 医療を変える・福祉も変わる」
 （保健同人社）。